

## 議案第42号

三田市オンブズパーソンの委嘱につき同意を求めることについて

三田市オンブズパーソンに次の者を委嘱したいので、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）第7条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名 曾<sup>そ</sup>和<sup>わ</sup>俊<sup>とし</sup>文<sup>ふみ</sup>

住所 兵庫県西宮市上ヶ原八番町

氏名 西<sup>にし</sup>野<sup>の</sup>百合<sup>ゆり</sup>子<sup>こ</sup>

住所 兵庫県宝塚市中山桜台4丁目

平成29年3月24日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

平成29年3月31日をもって、三田市オンブズパーソン 曾和 俊文氏、西野百合子氏の任期が満了するので、後任オンブズパーソンを委嘱する必要があるため。

（参考）

三田市オンブズパーソン条例

（組織等）

第7条 オンブズパーソンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズパーソンとする。

2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。

- 4 オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。